

原尾島こども園

～笑顔の花咲く Home～

— (R6 年度重要事項説明書) —

R6.4.1



社会福祉法人 ちとせ交友会

幼保連携型認定こども園

はらおしま

原尾島こども園


〒703-8235 岡山市中区原尾島一丁目7-5

TEL : 086-273-2730 FAX : 086-273-2731

理事長 山口 哲史

園長 竹内 はるみ

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 ちとせ交友会
代表者氏名	理事長 山口 哲史
法人の所在地	東京都千代田区二番町7番地5号
法人の連絡先	Tel : 03-3222-3255 Fax : 03-3222-3256
法人理念	<p>Home -</p> <p>ここに集い ここで育み</p> <p>そして ここから はばたく</p> <p>ちとせ交友会は かかわる すべての人にとって 心安らぐ場所</p> <p>Homeでありたい</p> 

2. 認定こども園の概要

種別	幼保連携型認定こども園	
名称	原尾島こども園	
所在地	岡山県岡山市中区原尾島一丁目7-5	
認可年月日	令和3年4月1日	
連絡先	Tel:086-273-2730	fax:086-273-2731
園長氏名	竹内 はるみ	
利用定員	1号 60名	3号 0歳児 8名
	2号 3.4.5歳児 26名	3号 1.2歳児 16名

本園の利用定員は、法に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号認定子ども」という。） 60名
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 26名
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号認定子ども」という。） 24名

1号認定で定員以上の応募がある場合は、操山中学校区にお住いの方を優先し面談で決定させて頂く。

3. 施設の目的・運営方針

園の目的	本園は、認定こども園法及び子ども・子育て支援法（以下「法」という。）（平成24年法律第65号）、児童福祉法、その他の関係法令等に基づいて、乳児及び幼児（以下「園児」という。）への教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を総合的に提供するものとする。
保育・教育の目標	本法人理念の「Home」を教育及び保育の理念とし、園児が日中を過ごす第二の家～Home～を目指し、子ども・保護者・地域の方の心安らぐ憩いの場となれるように、愛情いっぱい、笑顔いっぱいの園の運営と、ピアジェの構成論の理論に基づいたカリキュラムを行いながら、無理

	<p>なく子どもの発達を促していけるような質の高い幼児教育の提供を目指し、ゆきとどいた安全な環境と、家庭的なぬくもりの中で一人一人の子どもを大切に、健康で明るく思いやりのある自律性を持った子どもの育成を目標とするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生き生きとし、元気に遊べる子 ・友だちとしっかり関わり、育ちあう子 ・自分で考え、行動する子
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 提供する教育・保育等の内容

- 1 本園は、前条の目標を達するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。
- 2 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。
 - (1) 延長保育事業
 - (2) 一時預かり事業（一般型／幼稚園型）
 - (3) 障害児保育対策事業
- 3 本園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否によって差別的取り扱いをせず、かつ、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を必要とする子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

5. 共同保育

- 1 本園は、岡山市内で運営する同法人の子ども・子育て支援制度の確認を受けた園と相互の通う共同保育を実施するものとする。（災害・感染症の発生時等）
- 2 各園、利用園児に対し毎週土曜日（12月29日から1月3日、祝日を除く）及びお盆期間（8月13日から15日まで、日曜、祝祭日を除く）及び、利用園児が少ない場合は、相互に保育を提供する。

6. 子育て支援

- 1 本園は、園児の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便り、クラスだより、お知らせボードなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。
- 2 本園は、地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るために、子育て支援「にこにこひろば」（園庭開放）を行う。
 - (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - (2) 子育て等に関する相談、援助
- 3 保護者の負担を軽減し、お子さんと過ごす時間を少しでも多く取って頂けるように「手ぶら登園」のシステムを導入しました。「紙パンツ(0.1歳児)」と「レンタル布団」(別紙4)を希望の方はお申し込みください。

7. 給食及び食育

本園の給食は、原則自園調理により、完全給食を提供している。毎月「給食献立表」を配布。

*食物アレルギー対応状況

食物アレルギーなどで給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。ご相談の上、除去食に対応致しますが、メニューによっては家庭から持参して頂く場合もございます。あらかじめ御了承下さい。

*衛生管理等

大量調理施設衛生管理マニュアル基準に沿った衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理を行っています。日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(月に1回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

8. 職員の設置状況

(1) 園長	1名
(2) 副園長	1名
(3) 主幹保育教諭	2名
(4) 保育教諭	22名
(5) 栄養士・調理員	5名
(6) 看護師	1名
(6) 保育補助者	1名
(7) 学校医	1名
(8) 学校歯科医	1名
(9) 学校薬剤師	1名
(10) 事務職員	2名

9. 施設の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体 4611.90 m ² 園庭 1311.38 m ²
園舎	構造 鉄骨造 2階建 延床面積 1075.97 m ²

(2) 主な設備

設備		部屋数	備考
乳児室		1	51.84 m ²
ほふく室		1	52.62 m ²
保育室		4	255.64 m ²
一時預かり室		1	32.85 m ²
遊戯室		1	123.40 m ²

10. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を原則として行わない日

☆《1号認定子ども》

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	午前9時～午後2時（午前9時～受け入れ可）
一時預かり事業(幼稚園型)	(朝) 午前8時30分から午前9時 (夕) 午後2時から午後5時 (長期休業日) 午前9時から午後2時 *利用者負担額(別表1)
保育・教育を原則として行わない日	土曜日・日曜日・祝日 春期休業 3月末～4月初旬 10日間程度 夏期休業 8月13日～15日を含む 4週間程度 冬期休業 12月29日～1月3日を含む 10日間程度 *ただし、園長が必要と認めた時は、これを変更することができる。

☆《2号・3号認定子ども》

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	保育標準時間 午前7時～午後6時(11時間) 保育短時間 午前8時30分～午後4時30分(8時間)
延長保育	保育標準時間 夕：午後6時～午後7時(土曜日は午後6時まで) 保育短時間 朝：午前7時～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後6時 *利用者負担額(別表1)
休業日	日曜日・祝日 年末年始 12月29日～1月3日 *ただし、園長が必要と認めた時は、これを変更することができる。

*教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、4. 提供する教育・保育等の内容の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行い、代替休日を設けることがある。

*非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

11. 学年及び学期

本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

1年を次の3学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から 7月31日まで
- 第2学期 8月1日から 12月31日まで
- 第3学期 1月1日から 3月31日まで

12. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用者の内定	《1号認定の子ども》 園長が定めた選考方法による。 （市の民営化により地域の方の承認を得て開園した園なので宇野学区を優先的にとる） 【ちとせ交友会の理念・本園の教育・保育の内容を理解し、心身ともに健康で、園の利用料等を理解している。】 《2号・3号認定の子ども》 岡山市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・1号・2号・3号認定の子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると岡山市が認めたとき ・利用料や実費徴収について、滞納が続く場合 ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

13. 利用者負担その他の費用等

本園は、利用した3号認定の支給認定保護者から、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）にて支払いを受けるものとする。

- 1 前項の保育料のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（特定負担額（いわゆる上乗せ徴収））について、あらかじめ、保護者に使途・金額・理由を説明し書面による同意を得たうえで支払いを受けるものとする。（別表2）
- 2 前2項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用（いわゆる実費徴収）について、その都度、保護者に使途・金額・理由を説明し同意を得たうえで支払いを受けるものとする。（別表3）
- 3 保護者の負担を軽減する支援のため、お昼寝用お布団のレンタルを希望する保護者に対して月契約で行う。料金はセット内容で支払いを受けるものとする。（別紙4）
- 4 前各項の支払いを受けた場合は、当該保護者に領収書を交付するものとする。なお、口座振替（毎月27日）をご利用の場合、通帳記帳をもって領収書に代える。
- 5 利用料や実費徴収について滞納が続く場合、岡山市の指導の下、保育・教育の提供を終了する場合がある。

14. 緊急時の対応方法

当園には、緊急時対応のため「一斉メール配信システム」がありますので、必ず登録をお願いします。

また、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<外科>

医療機関の名称	竜操整形外科病
所在地	岡山県岡山市中区藤原 21-1
電話番号	086-273-1233

<外科> *時間外診療を要する場合

医療機関の名称	岡山済生会総合病院
所在地	岡山県岡山市北区国体町 2 番 25
電話番号	086-252-2211

15. 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	岡山市中消防署 防火管理者 竹内 はるみ		
避難訓練	火災及び地震等を想定した避難訓練を月 1 回実施		
防災設備	自動火災報知設備	誘導灯及び誘導設備	非常警報装置
避難場所	第 1 避難場所：園庭 第 3 避難場所：宇野小学校	第 2 避難場所：園内駐車場 第 4 避難場所：原尾島ハピータウン	

16. 保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険の種類	ほいくのお守り（介護保険・社会福祉事業者総合保険）
保険支払限度額	対人 300,000 千円/人 2,000,000 千円/事故 財物 3,000 千円/事故 施設所有管理 30,000 千円/事故

保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険の種類	普通傷害保険
保険金額	死亡・後遺障害 500 万円 入院日額 3,000 円 通院日額 2,000 円

17. 虐待防止のための措置

当園は、園児に対して、暴力行為・わいせつ行為・無視・教育、保育の放棄その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のため責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行っています。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連帯・協力して適切に対処します。

◇岡山市こども総合相談所（児童相談所）

岡山市北区鹿田町 1 丁目 1 番 1 号（岡山市保健福祉会館 5 階）

[Tel: 086-803-2525](tel:086-803-2525)

18. 保育・教育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

1、当園の相談・苦情対応窓口について

- | | | |
|-----------|-------------|----------------------------|
| 1、苦情解決責任者 | 園長 | 竹内 はるみ |
| 2、苦情受付担当者 | 副園長 | 福島 雅世 |
| 3、第三者委員 | 宇野学区連合町内会会長 | 服部 和博様 (TEL070-5301-7500) |
| | 宇野学区主任児童委員 | 石村 貴美佳様 (TEL090-7778-6890) |

*面接、電話、文章、メール等の方法により相談、苦情等を受け付ける他、事務所窓の横に「ご意見箱」を設置しています。

2、当園以外の相談・苦情受付窓口について

◇岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育課 指導係

岡山市北区大供1丁目1番1号

Tel:086-803-1227

◇岡山県運営適正化委員会（社会福祉法人岡山県社会福祉協議会）

岡山市北区南方2丁目13番1号

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」3階

[Tel:086-226-9400](tel:086-226-9400)

19. 健康管理、衛生管理

本園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法施行規則に規定する健康診断に準じて実施する。

本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

- | | |
|----------|------------------|
| ・内科検診 | 全年齢対象に年2回 |
| ・歯科検診 | 全年齢対象に年1回 |
| ・視力・聴力検査 | 3・4・5歳児対象に年1回 |
| ・身体測定 | 毎月、身長・体重等の測定を行う。 |

20. 嘱託医など

当園は、以下の医療機関と嘱託医などの契約を締結しています。

<内科>

医療機関の名称	おかもと内科小児科診療所
医院長名又は医師名	岡本 一徳
所在地	岡山県岡山市中区浜 356-1
電話番号	086-271-2655

<歯科>

医療機関の名称	原尾島歯科
医院長名又は医師名	難波 一郎
所在地	岡山県岡山市中区原尾島 3-1-3
電話番号	086-272-6480

<薬剤師>

医療機関の名称	あかり薬局
医院長名又は医師名	岩野 智美
所在地	岡山県岡山市北区富田 411-6
電話番号	086-236-0200

21. 年間行事予定・・・毎年、年間行事予定表を作成しお渡しします。年により変更する場合があります。

月	行事	月	行事
4月	☆入園式 ☆個人懇談	10月	☆運動会 ☆ハロウィンパーティー ☆芋ほり遠足（5歳児親子） ☆交通安全教室
5月	☆子どもの日のつどい ☆参観日 （体育教室 2.3.4歳児） （英語教室 5歳児）	11月	☆内科検診 ☆秋の遠足（3歳児） ☆みかん狩り遠足（4歳児） ☆参観日 0.4.5歳児 ☆小学校音楽発表会見学（5歳児）
6月	☆内科検診 ☆歯科検診 ☆聴力検査 ☆プール開き ☆花セラピー参観日 （4.5歳児） ☆参観日（0.1歳児）	12月	☆クリスマス会 ☆1.2.3歳児生活発表会
		1月	☆小島神社初詣（3.4.5歳児） ☆参観日 0.1.2.3歳児
7月	☆夏祭り ☆七夕会 ☆視力検査 ☆プラネタリウム遠足（5歳児）	2月	☆節分（豆まき） ☆4.5歳児生活発表会 ☆交通安全親子教室（5歳児親子）
8月	☆プール納め	3月	☆ひな祭り ☆お別れ会 ☆お別れ遠足（5歳児） ☆卒園式
9月	☆お月見会		

☆毎月・・・お誕生日会（5歳児の保護者のみ希望で給食参加＝実費300円徴収）
避難訓練（岡山市立宇野小学校へ避難訓練年1回） 身体測定

22. 利用に際し留意していただきたいこと

① 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の朝9時までに電話でご連絡願います。

② お迎えが遅れる場合・お迎えの方が変更になる場合

お迎えが遅れる場合は、原則として随時の一時預かり事業（幼稚園型）・延長保育事業扱いとなりますので、一時預かり事業（幼稚園型）・延長保育事業開始時間までにご連絡願います。また、お迎えに来られる方が変更になる場合には、あらかじめご連絡をお願い致します。

③ 毎朝の体温等の確認

登園前には必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。普段と違う様子が見られた時には、担任や当番の職員へお伝えください。また、発熱した場合は、平熱になり24時間変わりがなければ登園可能になります。

④ 感染症について

麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園をする場合は、医師発行の「証明書」を提出してください。「証明書」は園にもあります。書いて頂く際、病院により有料の場合もあります。

又、「インフルエンザ」や第3種の病気で主治医の判断で出席停止扱いとされない場合は保護者の方に「登園届」を提出頂き、集団生活に支障がない状態であることを証明し登園して頂きます。「コロナ」は、医師又は保健所の判断に従い、「登園届」を提出頂いた上で登園できます。尚、「証明書」、「登園届」の必要な病気についてはこの冊子の「感染症一覧」をご覧ください。

⑤ 発熱・下痢をしている場合について

在園中に、熱が38度以上ある場合は、ご連絡を致しますので、お迎えをお願い致します。また、在園中に下痢が3回続いた場合、あるいはあきらかにいつもとは様子が違う場合も、ご連絡を致しますので、都合をつけていただき、至急、お迎えをお願い致します。

解熱後、24時間熱が上がらないのを確認して登園してください。

⑥ 連絡事項について

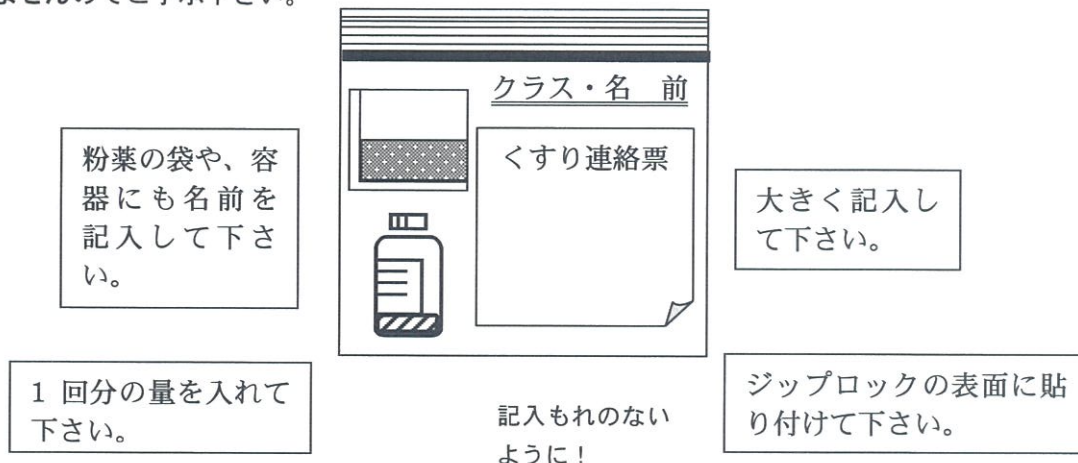
園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳（0歳児クラス）、掲示板を活用し、月に1回クラスだよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせするため、月に1回、園だよりを発行します。

その他、連絡事項はプリントの配布や掲示を行いますので、ご確認ください。配布物は、連絡ホルダーに挟んで配布いたしますので、園児が連絡ホルダーを持ち帰った時には、必ず目を通してください。ホルダーはお子様のカバンに入れて翌日お持たせください。連絡ホルダーは常時クラスで保管します。

⑦ 与薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。主治医の先生に園での薬の投与を朝夕2回に変えて頂くようお願いしてください。どうしても昼食後の投与が必要な方に限り、与薬をさせていただきます。薬のお預かりは、当番の職員がお預かりします。薬の保管は職員室で行います。当番時間以外には、職員室が受け取りますので、職員室にお持ち下さい。（職員の受け取りサインが必要なので、必ず手渡しをして下さい。）薬は、職員が与薬します。薬は「くすり連絡票」を明記の上、透明のジップロックの表面に貼り付け、1回分の量だけを容器に入れてお持ち下さい。「くすり連絡票」職員室にあります。

ジップロック、粉薬の袋、薬の容器、袋にも大きく名前を書いて下さい。また、土曜日の薬のお預かりはできませんのでご了承下さい。



⑧ 駐車場について

園前の道路がスクールゾーンになっており午前7時半～9時までが通行止めになっている為、この時間帯に車をご利用の方は園指定の第2駐車場に停めて登園してください。夕方のお迎えの車は、園内の駐車場に停めて下さい。通行の妨げとなるため、道路には駐車しないで下さい。駐車場混雑回避の為、長時間の駐車はご遠慮下さい。

1号認定の方で駐車場を利用される方は「駐車許可書」が必要です。申請書をご提出ください。後日「駐車許可書」をお渡し致します。駐車台数に限りがありますので、宇野学区の方は第2駐車場をご案内させて頂く事があります。ご了承ください。

マナーを守って、限りあるスペースを気持ち良く利用できます様に、御協力お願いします。また、駐車場内での事故は、園は一切の責任を負いません。また、不審者対策のため、門を閉じる場合がありますので、ご協力お願いします。(センサーによる解除が必要になります。登降園の際には必ずIDカードをご持参ください。)

紛失された場合は速やかに園にお申し出ください。

⑨ 持ち物の記名について

衣類、持ち物には、すべて名前を書いてください。持ち主がわからないものは、一定期間掲示した後に、処分致します。

⑩ 保護者会活動について

在園児の健やかな発育のために、保護者と職員の集う会としての保護者会を組織しています。なお、会則により、役員・会費を決めています。

⑪ 警報発令時の場合について 休園日について

1号認定の園児は、岡山市の学校基準にあわせて、暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の場合、警戒レベル3は、休園となります。2号認定、3号認定の園児は園児の安全を守る為、できるだけ家庭保育のご協力をお願いしています。又、その他の警報が発令された場合も、途中でのお迎えをお願いしたり、園の状況で休園したりする場合があります。

職員研修など園の都合により、家庭での保育や休園をお願いする場合や、延長保育が実施できない場合がありますので、ご了承ください。

⑫ お仕事がお休みの場合

お仕事がお休みの場合は、できるだけ家庭保育をお願いしています。特に0.1.2歳児は、お家が恋しい時期です。しっかりと愛情を伝えていきましょう。産休・育休に入られた方にもご協力をお願いしています。園だけで子どもは育ちません。今の成長をお家でも共に喜んでいきましょう。

23. 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

1. 当園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命・身体等に危機がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、当園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿する。
2. 職員は、業務上知り得た入所児又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、転勤後、退職後においても、これらの秘密を保持するものとする。

■園で流行しやすい感染

病名	登園のめやす	登園するときに必要な書類
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから	証明書
風疹（三日はしか）	発疹が消失してから	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶた化してから	
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、充血等）が消失した後、2日を経過するまで	
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められるまで。（無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）	
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失してから	
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了するまで	
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること	
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の判断による	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過すること	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過すること	
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること	
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと	
突発性発疹	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと	
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶた化してから	

※伝染性軟属腫（水いぼ）・アタマジラミについては、医師に相談してください。
（医師に相談後、登園届で出席可能）

原尾島こども園 保護者会規約

- 第1条 この会は、「原尾島こども園保護者会」と称します。
- 第2条 この会は、事務所を岡山市中区原尾島一丁目7-5原尾島こども園内に置きます。
- 第3条 この会は、次のことを目的とします。
園と園児の家庭との連絡を密にし、その協力によって子どもの健やかな成長と幸福をはかることを目的とします。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次のような働きをします。
1. 園の行事に協力し、園児の福祉を向上させます。
2. 園の運営、改善、補助に協力し、これを万全となるように努めます。
3. 会員相互の親睦向上の為に、講演、講習会、その他見学などを行います。
- 第5条 本会は、原尾島こども園 園児の保護者、及び職員をもって組織します。
- 第6条 この会は、各クラスから1～2名の役員をクラス懇談会において選出します。
- 第7条 会長、副会長は、第6条により選出された役員の中から選出します。事務局は、原尾島こども園の職員が行います。
- 第8条 役員任期は1年とします。
- 第9条 総会は、年に1回行い（書面による開催も含む）、役員改選、会則の変更、予算決算の承認、その他必要なことを相談します。
- 第10条 役員会は、必要に応じて会長が会の運営、その他の事項を相談します。
- 第11条 会員の半数以上が要求すれば、臨時総会を開くことができます。
- 第12条 この会の経費は、会費及び事業収入、寄付金をこれにあてます。
- 第13条 本会の会費は、1ヶ月500円とします。本会は、会務会計を明らかにするために必要な帳簿を備えます。
- 付則 この会は2021年4月1日より実施します。

個人情報の取り扱いについて

- ◆提出していただく書類及びその内容に関する個人情報につきましては、教育・保育以外には利用いたしません。
- ◆園生活を行うにあたり、下駄箱やロッカー、作品などに名前や写真を掲示することがありますので、ご了承ください。
- ◆園での行事については、保護者の方に写真・ビデオ撮影を認めているものもありますが、個人情報保護の趣旨に沿い、記録した写真・ビデオの取り扱いは慎重に願います。また、教育・保育中の、自分のお子さま以外の子どもの撮影は、ご遠慮ください。
- ◆保護者の方への販売を目的として、行事や園生活などの写真・ビデオ撮影を業者に委託することがあります。特別な事情により撮影を希望されない場合はお申し出下さい。
- ◆ホームページ・SNS への写真掲載に関しては、保護者の方の同意を頂いて行うものとします。

子ども虐待について

- ◆親または親に代わる保護者が、子どもの体や心を傷つけ健やかな成長や発達を妨げる行為はしつげだと思っても子どもの心身を傷つけるものであれば『虐待』です。
「身体的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」(不適切な養育)「性的虐待」
*子育てをされていて不安な時、辛い時、しんどい時は一人で悩まず、まずは相談して下さい。
万が一虐待の疑いを発見した場合は児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項により「地域子ども相談センター」へ通告致します。

別表1 一時預かり・延長保育に係る利用者負担金

認定区分		時間	料金
1号認定 ※翌月に徴収	朝の預かり保育	8:30～9:00	100円/回
	午後の預かり保育	14:00～17:00	350円/時 (おやつを食べられたら150円) 月契約…パック料金 (8:30～9:00、14:00～17:00 月額15,000円) おやつ代1,500円/月 ※預かり保育の希望は、前月の20日迄にお申し出ください。
	長期休業日 預かり保育	9:00～14:00	1,000円/日 おやつ代150円/1日 14時以降350円/時
2号・3号認定 保育標準時間 ※翌月に徴収	延長保育	18:00～19:00	350円/回 (上限4,200円/月) ※19:00以降は10分単位で200円頂きます。(上限なし)
2号・3号認定 保育短時間 ※翌月に徴収	前延長保育	7:00～8:30	350円/回 (前後で上限4,200円/月)
	後延長保育	16:30～18:00	350円/回 (前後で上限4,200円/月)

別表2 教育・保育の提供に要する対価(上乗せ徴収)に係る利用者負担金

1・2号認定 習い事 ※当月に徴収	英語教室(4.5歳児年間24回) (3歳児年間12回) 硬筆教室(4.5歳希望者のみ月2回) スイミング教室(5歳児希望者のみ月1回) 音楽教室(3.4.5歳児) 知育(5歳児年間12回) 陶芸(5歳児年間3回)	1,760円/月 880円/月 1,650円/月(初月のみ1,900円 鉛筆・ノート代含む) 1,430円/1回(8月なし) 園負担 園負担 園負担
1・2・3号認定 習い事 ※翌月に徴収	体育教室(2.3.4.5歳児月1回)	500円/回

別表3 教育・保育の提供に実費で徴収する費用（実費徴収）に係る利用者負担金

※保育料（利用者負担金）は、令和元年10月より1.2号認定のお子様は無償化されています。

3号認定のお子様の利用に負担額は、所得に応じた金額になります。

〈詳しくは岡山市ホームページ等でご確認ください。〉

1号認定	主食費	1,500円/月
	副食費	3,000円/月
	保護者会費	500円/月
	絵本代	350円～500円/月
	修了写真（交友会として記念に買って頂く事になりました）	500円
	写真代(ネット販売)	69円～575円/1枚
	行事代	実費相当額
	作品ホルダー（1年間の作品を持って帰ります）	400円程度/年
2号認定	主食費	1,500円/月
	土曜利用（主食費）（利用の方のみ）	250円/日
	副食費	4,500円/月
	保護者会費	500円/月
	絵本代	350円～500円/月
	修了写真（交友会として記念に買って頂く事になりました）	500円
	写真代（ネット販売）	69円～575円/1枚
	行事代	実費相当額
3号認定	作品ホルダー（1年間の作品を持って帰ります）	400円程度/年
	おしぼり代	500円/月
	保護者会費	500円/月
	絵本代	350円～500円/月（0歳児は絵本なし）
	修了写真（交友会として記念に買って頂く事になりました）	500円
	写真代(ネット販売)	69円～575円/1枚
	行事代	実費相当額
	作品ホルダー（1年間の作品を持って帰ります）	400円程度/年

別紙4 レンタル布団に係る利用者負担金

午睡を年間通して利用される方

レンタルの商品名	クリーニングの回数	クリーニング価格 (税込み)	月価格 (月4週として)
①敷布団	月一回	850円	850円
②敷布団カバー	週一回	250円	1,000円
③タオルケット	週一回	400円	1,600円

一ヶ月の価格…*①②③のセットで、3,450円 (税込み) *①②のセットで、1,850円 (税込み)

※品物が納品された時点で1回目の料金が発生します。1回目のみ手集金させて頂き、次回から引き落としになります。

午睡を単発利用される方

1号認定の方で延長保育を年に数回希望され園用のお昼寝布団をお持ちでない方にレンタルで敷布団と敷布団カバーをレンタル致します。

料金1回につき350円とします。(クリーニング代込み) 但し、タオルケットはご持参ください。

※翌月の申込・解約は、毎月15日までをお願いします。

* 制服、用品については、別途料金表を参考にする。(年により内容、金額の変更有)

〈用品等の集金方法〉
 ● 保育用品 (例…制服・のり・購入用品名・ハサミ等…) を購入希望の場合は、職員室にいらしてください。注文用紙をお渡し致します。
 連絡ホルダーに「用品注文書」と「用品の代金」(←連絡ホルダーの袋にいれて) を入れて職員室のカウンターの投函口にいらしてください。用品は後日お渡しいたします。

* 土曜日利用の2号認定 (3.4.5歳児) は、1回につき給食費として250円 (主食費) を徴収する。

* 年長組の保護者の方は、お子さんのお誕生月のお誕生日会に参加できます。給食をご用意させて頂きますので給食代として300円引き落としさせて頂きます。

* お支払は、口座振替にてお願い致します。(引落回収不能の場合は、手集金とさせて頂きます。)

〈引き落とし日程と内容〉
 ● 引き落としは、その月の27日になります。
 ● 参加・不参加によって金額が変わる体育教室 (2歳児~500円/月) ・土曜日保育 (2号250円/回) ・延長保育代は翌月に口座振替で処理させて頂きます。